

一般社団法人

東村山 青色申告会

2025 250号
(11.12月号)



T 189-0014 東京都東村山市本町3-8-16
TEL 042-394-4523 (代)
FAX 042-394-9240

確定申告期【2026年1月21日(水)～3月16日(月)】の サポート予約ハガキ 12月下旬 発送予定

予約の新規申込、または予約日時の変更を行うには下記のいずれかの方法で！

スマホ・パソコンから

12月上旬頃に予約ページ開設
青色申告会アプリ又は会員専用HPから
予約サイトにアクセス



会員専用HPは下記URLよりお進みください。
<https://aoiro-app.com/user/user-login/login?assoc=43>
アプリ・会員専用HPを初めて利用する場合は、「新規会員登録(新規アカウント作成)」を選択し、メールアドレス・パスワード等を登録してください

予約の取得



「予約」を選択し「予約を行う」にて「確定申告期相談予約(所得税)」を選択し、空いている希望の日時で予約ができます。
※複数希望の場合は電話のみ

予約の確認・変更



「予約を確認」から取得済みの予約確認・キャンセルができます。
また予約を再取得した場合も、以前の予約はキャンセルされます。

【重要】申告サポートをご利用の方へ

- ・控除証明書などの書類は、コピーをご用意のうえ、原本とあわせてサポート当日にご持参ください。
- ・帳簿や書類の不備による再来局の場合、申告サポートの再予約はできません。また、帳簿に不備があると青色申告特別控除55万円・65万円の適用ができない場合もございます。予めご了承ください。

電話から

2026年(令和8年) 電話受付時間
1/5(月)より受付 平日 9:00～17:00
土曜日 9:00～12:00
☎042-394-4523

予約制の実施期間

2026年1月21日(水)
～2026年3月12日(木)まで

自由来所日(予約なしの受付順)

- 3月13日(金) 9時～16時まで受付
- 3月14日(土) 9時～12時まで受付
- 3月16日(月) 9時～16時まで受付

例年最終日と前日は大変な混雑となりますので、予約制及び早期相談へのご協力をお願いします。
※来局者多数の場合は、受付終了が早まる場合がございます。

3月13日(金) 3月14日(土) 3月16日(月)は
青色申告特別控除65万円の要件である
電子申告のサポートは行っておりません。
早期申告にご協力ください。

サポート予約票の届かない方

1月中旬になっても予約票が届かない方は事務局までご連絡ください。
※転居されている方は特に届かない恐れがございます。
事前に事務局へご連絡ください。

今月の紙面から

- 2～3頁 予定納税・年末調整について
- 4頁 年末調整で気を付けたい改正点
- 5頁 キャッシュレス納付の方法
- 6～7頁 活動報告・無料相談会
- 8頁 指導会・クイズ

変更された、利用者識別番号・パスワードが分からない場合には、申告が完了しない恐れがございます。

ご自身でインボイス登録した方など、利用者識別番号・パスワードの変更をしている方は、当会へ事前に連絡をお願いいたします。(左端へつづく)

源泉所得税 納付期限は1月13日(火)まで (納期の特例の場合は1月20日(火)まで)

青色事業専従者のいる方や従業員・アルバイトを雇用している事業主は、支給する給与から源泉所得税を徴収し、金融機関等を通じて税務署に納付しなければなりません。

その源泉徴収した従業員・アルバイトの税額の合計額は、年間の給与総額について納めなくてはならない年税額とは一致しないのが通常です。

年末調整とは、1年間の給与総額が確定する年末に、その年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付し**精算する手続**を言います。

注意事項は以下の通りです。

国民年金、生命保険等の控除証明書は従業員・アルバイトから預かります。また、国民健康保険料(税)等の社会保険料は、今年1年間に支払済となるものだけが控除対象です。

従業員等に源泉控除対象配偶者・扶養親族がいる場合は、その名前、生年月日、収入金額のわかる資料等が必要です。

= お 願 い =

従業員へ支払う給与や源泉徴収税額・社会保険料等、小計をそれぞれ計算していただき、検算業務の短縮にご協力ください。



所得税及び復興特別所得税予定納税(第2期分)のご案内

前年の予定納税基準額(前年の申告納税額)が15万円以上になる方について、本年の所得税及び復興特別所得税の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。

予定納税額については原則、予定納税基準額の3分の1の金額を、それぞれ第1期分・第2期分として2回納付することとなります。(令和7年分の納付期限 第1期分:7月31日(木)まで、第2期分:12月1日(月)まで)

管轄税務署から予定納税額の通知を受けた方であっても、廃業、休業又は業況不振等により本年の申告納税見積額が、通知された予定納税基準額よりも少なくなると見込まれる場合、11月17日(月)までに減額申請することにより通知額が減額されます。

【減額申請の手続は事務局にご相談下さい】 (ご相談時には予約が必要になります。)

① 令和6年分の申告書・決算書の控 ② 予定納税の通知書 ③ 減額する理由の資料
営業不振が理由となる方は本年10月までの仮決算が必要となります。

この予定納税は所得税の前払いとなります。納付を忘れると延滞税の対象にもなりますのでご注意ください。尚、所得税の前払いなので経費に計上することの無いようにお願いします。

12月1日は個人事業税第2期分の納付期限(原則の場合)

納付には、都税事務所・支庁の窓口のほか、口座振替、コンビニエンスストア、クレジットカード納付、スマートフォン決済アプリ、金融機関等のペイジー対応のATMもご利用出来ます。

※ 初めて個人事業税を支払う方は、第1期分・第2期分の支払期日が通常より遅くなる場合があります。必ず納付書記載の期限を確認の上、納付を行ってください。



期間限定!! 先着50名様!! 見積りて粗品プレゼント!

自動車保険見直ししてみませんか?

会員・同居の親族の方のお車が割引対象となります。

現在ご契約の「保険証券」又は「車検証」のコピーを面談時にご提出ください。

一度で2社の見積りが取り寄せ可能です!!

取扱代理所 東村山青色申告会



引受共済
関東自動車共済協同組合
東京火災共済協同組合

年末調整に必要なもの

- ◎ 源泉所得税の納付書 ◎ 前期分(1月～6月分)の支払済の納付書控 ◎ 源泉徴収簿(給与支払いの明細)
- ◎ 専従者・従業員及びその扶養親族の氏名や生年月日・住所
- ◎ 従業員の源泉控除対象配偶者及び扶養親族の収入金額のわかるもの
- ◎ 従業員・専従者の控除証明書等(国民年金、生命保険、地震保険、小規模企業共済など)
- ◎ 従業員・専従者の国民健康保険等の本年中の支払金額
- ◎ 従業員の前職の源泉徴収票(その従業員が2025年の中途就職者で前職がある場合)
- ◎ 会員証(アプリ)※来局時の受付で必要になります。



記入例1：納付書(金融機関で納付)

納付書左上「年度欄」は「07」と記載して下さい。

記入例2：源泉徴収票

主な変更点 ①

基礎控除額の引き上げと特例加算

改正後の基礎控除額は58万円(合計所得金額2,350万円以下の場合)となります。さらに、令和7年分・令和8年分に関し、物価高騰への対応として特例加算が適用されます。所得金額に応じた控除額は以下のとおりです。

【基礎控除額(改正された範囲)】

合計所得金額 (収入が総所得力の場合の収入金額「円」)	改正後(注1)		改正前
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (収入が総所得力の場合の収入金額「円」)	95万円(注2)		48万円
132万円超 336万円以下 (209万5,999円超 476万5,999円以下)	68万円(注2)	58万円	
336万円超 489万円以下 (476万5,999円超 665万5,999円以下)	64万円(注2)		
489万円超 655万円以下 (665万5,999円超 924万円以下)	63万円(注2)		
655万円超 2,350万円以下 (924万円超 3,549,999円以下)	58万円		

- (注)1 改正後の所得控除の特例による基礎控除額48万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による特例加算した額となります。
- 2 58万円にそれぞれ37万円、38万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
- 3 規定支出控除や所得割調整控除の適用がある場合は、後の金額とは異なります。
- 4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

記入例3：源泉徴収簿

主な変更点 ②

給与所得控除の最低保障額引き上げ
給与所得控除とは、給与収入から自動的に差し引かれる「必要経費相当分」をあらかじめ見込んだ控除のことです。令和7年度の改正では、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。これにより、給与収入190万円以下の方は一律65万円の控除が適用されます

【給与所得控除額(改正された範囲)】

給与収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
96万5,000円以下	65万円	35万円
96万5,000円超 190万円以下		55万円
190万円超 190万円以下		その収入金額×30%+55万円

(注) 給与収入金額が96万5,000円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

税制改正における **《令和7年分の年末調整における留意事項》**

① 扶養控除等（異動）申告書の確認と提出対応

令和7年分の年末調整では、扶養控除等の所得要件が見直されます。

新たに扶養控除等の対象となるご家族がいる場合は、該当する従業員・専従者から「令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けてください。

② 特定親族特別控除申告書の受理と内容の確認

令和7年分から、新たに「特定親族特別控除」が設けられます。

対象となるのは、19歳以上23歳未満で、合計所得金額が58万円超～123万円以下の親族（里子を含む）です。該当する従業員・専従者には確認を行い、事業主は「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受けてください。

③ 基礎控除申告書の受理と内容の確認（3P 変更点①）

令和7年分から、基礎控除額が「合計所得金額に応じた段階制」に改められます。

各従業員は、「給与所得者の基礎控除申告書」にご自身の合計所得金額に応じた控除額を記入する必要があります。記入誤りがあると、正しい控除が適用されません。

④ 配偶者控除等申告書の受理と内容の確認（3P 変更点②）

令和7年分より、給与所得控除額が改正されました。これにより、配偶者に給与収入がある場合には、配偶者の合計所得金額の計算結果が変わる可能性があります。「給与所得者の配偶者控除等申告書」には、改正後の控除額を基に算出した正しい金額を記載が必要となります。

⑤ 年末調整の計算をする上での留意事項

令和7年分の年末調整では、給与所得控除・基礎控除・特定親族特別控除の改正に伴い、各種計算表・申告書・源泉徴収票の内容が大きく変更されます。旧様式の源泉徴収簿をそのまま使用すると、特定親族特別控除に対応していないため計算欄が不足します。

※改正内容が多数となるため、細かな説明や資料は国税庁ホームページ等でご確認いただくか、青色申告会をご利用ください。

(国税庁：令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について)

URL: <https://www.nto.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm#a-02>



<広告>

一般住宅・アパート・マンション などの外壁及び屋根塗装

あいびす広告掲載 20周年記念

足場代金無料といたします！！

足場無料だからといってお見積り金額が
その分高くなったりいたしません。
何社かお見積り取って判断いただくのがベストです。
詳しくはお電話でお尋ねください。

株式会社

ホームペイントワタナベ

東村山市久米川町4-27-52

TEL・FAX 042-392-5562 携帯 090-9374-7243



<広告>

少し、お時間をください。

この広告欄は…

紙面・WEB・アプリを通じて約11,000人へ
配信されています。

青色申告会を通じ、広告を出してみませんか？

詳しくは TEL 042-394-4523

東村山青色申告会 会報広告係 まで。

<税務署よりお知らせ>

e-Taxを使った キャッシュレス納付

はじめの一步を体験しよう!



令和7年3月に「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を開設しました。

実際の画面（e-Tax）を使って、一連の流れを体験できます。

体験コーナーから、実際にe-Taxによる送付や納付が行われることはありません。

体験できること

- 徴収高計算書の作成
- ダイレクト納付（自動ダイレクトを含む。）
- インターネットバンキングによる納付

パソコン操作や e-Tax に不安のある方に
特におすすめです!!

キャッシュレス納付の詳細は
国税庁ホームページをチェック!



簡単を体験!!!

「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」で検索



スマホでもできるよ!

個人の方に
おすすめの
「番替納税」
もこちらから。



<都税事務所より> -にせ都税メール・電話にご注意ください! -

都税事務所の職員を装って、個人情報や不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。不審に感じた場合は即答せずに、下記問合せ先までご連絡ください。また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。問：主税局総務部総務課相談広報班 03(5388)2925

<儀式サービスより重要なお知らせ>

『葬儀支援サービス制度改定に関する大切なご案内・・・2026年4月より適用開始』

儀式サービスの契約内容の変更に伴いご利用料金が一律264,000円に変更

新制度も2026年4月からスタート

詳しい内容は2026年4月号会報誌に同封のパンフレットをご覧ください。

<広告>



一般社団法人 東村山青色申告会の

4つの終活サービス 24時間365日 相談・見積無料



全てのサービスの
詳細はこちら



ホームページ



葬儀支援サービス

全国葬式サービス
コールセンター



生前整理・遺品整理

葬儀のご相談は.....

0120-421-493



相続手続

遺品整理、相続、不動産売却のご相談は...

0120-204-122



不動産売却



LINE

制度運営会社 全国葬式サービス

役員研修会・会員増強決起大会報告 (10月8日 水曜日)

東村山市市民ステーション・サンパルネで「役員研修会・会員増強決起大会」が開催され、石亀博文税務署長より「国家財政と滞納整理」をテーマにご講演いただきました。



令和6年度の新規発生滞納額は約9,900億円で、うち消費税が約5,200億円と半数を占めています。平成10年には滞納残高は2兆8千億円に達していましたが、現在は当時の3分の1程度まで減少しています。ただし、新規発生滞納額は毎年課税額の約1%で発生しており、徴収職員による整理が欠かせません。

訴訟対応では、滞納整理や相続税に関する事例が多く、講演では代表者に第二次納税義務を課した事例や、相続人の一部が納税しない場合に他の相続人が連帯して納付する責任があることなどが紹介されました。

また、海外に資産を移した滞納者への対応として、租税条約を活用した国際徴収の仕組みも説明されました。さらに、国税庁では税務行政のDX化を推進し、e-Taxやキャッシュレス納付による利便性向上を図っています。

最後に職員採用や研修制度にも触れ、働きやすい環境づくりと人材確保の重要性が強調されました。

会員増強決起大会では、会員増強について土屋喜久雄増強委員長よりお話をいただき安國幸治増強委員の力強い大会宣言の後、小山利家増強副委員長をはじめ、参加役職員一同で「会員増強頑張ろう!」と大きな掛け声を発し閉会となりました。

会員の皆様にもっと青色申告会の良さ、必要性を知っていただき、このように素晴らしい会ならば友人・知人にも是非紹介したいと思っていただける、そんな青色申告会になれるように役員・職員一丸となって頑張っていきます。



会員紹介キャンペーン開催中!

あなたの周りにも、青色申告会を必要としている方がいませんか?
ぜひこの機会に、ご紹介をお願いいたします。

詳しくは同封のチラシをご覧ください!

活動報告

令和7年
9月28日開催

青年部主催 もちつき体験会

ナンバープレイス 答え

8	1	3	7	9	6	5	4	2
4	9	7	8	5	2	6	1	3
6	5	2	3	4	1	8	7	9
2	6	9	1	7	4	3	5	8
3	7	1	6	8	5	2	9	4
5	4	8	2	3	9	1	6	7
1	3	5	9	2	7	4	8	6
7	2	6	4	1	8	9	3	5
9	4	8	5	6	3	7	2	1

答えは22でした



Good!

NICE!

税を考える週間

【令和7年11月1日(火)から令和7年11月17日(月)】

国税庁では、国民の皆様には、租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っています。

特に、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

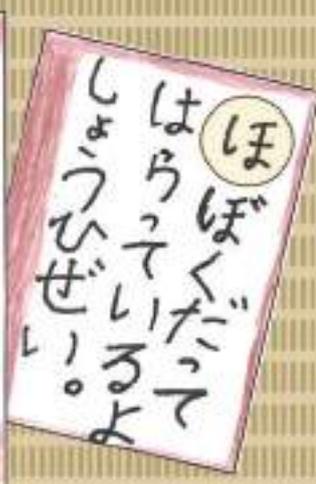
第5回 税金かるた

東村山青色申告会では、今年も「税を考える週間」に合わせ、「税金かるた」の募集を行いました。税の大切さを身近に感じてもらうことを目的に実施しており、会員や地域の皆さまから多数の応募が寄せられました。

日常生活の中で税の役割を見つめ直す句や、ユーモアあふれる作品も多く、楽しみながら税への関心を深める機会となりました。たくさんのご応募、誠にありがとうございました。

会長賞(低学年の部)

会長賞(高学年の部)



池田さん(小学3年生)

重松さん(小学6年生)

特別賞

ぜいきんで みんなげんきに あかるいまち
 がっこうで学ぶためのきょういくひもぜいきんだ。
 みんなの税金で暮らしやすい幸せな社会をつくろうよ
 おいしい給食 今日も元気に いただきます
 二刀流 税が支える 人と町
 税金を 納めつつ 未来投資

山田さん(小学1年生)
 菊池さん(小学4年生)
 伊藤さん(小学6年生)
 陶山さん(小学6年生)
 山田さん(小学5年生)
 池田さん(小学5年生)

専門家による無料相談会

※完全予約制です。必ずご予約ください。
 ご予約のない方の対応はいたしかねます。

日本政策金融公庫 融資相談会

時間:10:00~11:30
 相談時間:1人45分
 11月18日(火)
 12月2日(火)

税理士による 税務相談会

時間:10:00~15:00
 相談時間:1人1時間
 11月5日(水)
 11月19日(水)
 12月3日(水)

弁護士による 法律相談会

時間:10:00~11:30
 相談時間:1人30分
 11月20日(木)
 12月4日(木)

新築・不動産 管理相談会

時間:10:00~15:00
 相談時間:1人1時間
 11月21日(金)
 12月5日(金)

記帳指導会日程

★指導会受付：午前10時～午後3時30分
 ★指導会場へ直接の問合せや、車での来所はご遠慮下さい。
 ★指導会は予約制になっています。事前にお電話にて予約をお願いします。

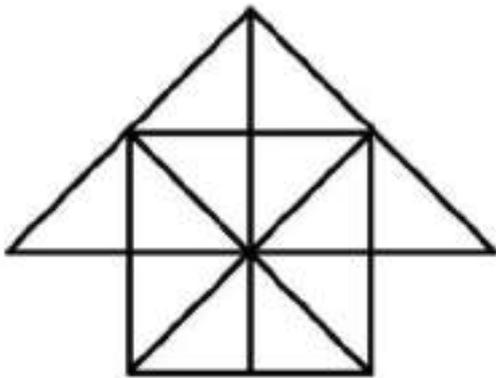
小平日程	会場	田無日程	会場
12/5(金)(記帳)	小平市福祉会館 3階 談話室	12/8(月)(記帳)	JA東京みらい西東京支店 2階 会議室
12/16(火)(年調)		12/19(金)(年調)	
1/6(火)(年調)		1/8(木)(年調)	
保谷日程	会場	清瀬日程	会場
12/3(水)(記帳)	タクトホームこもれび	12/未定(記帳)	JA東京みらい清瀬支店 新鮮館 2階
12/17(水)(年調)	GRAFARE ホール 1階会議室	12/未定(年調)	
1/9(金)(年調)		1/未定(年調)	
東久留米日程	会場	 	
12/1(月)(記帳)	東久留米市商工会 2階 小会議室		
12/15(月)(年調)			
1/7(水)(年調)			

決算に関するご相談等は事務局をご利用下さい!!
 ※JA東京みらい清瀬支店 新鮮館2階の開催日程は青色申告会事務局まで連絡をお願いします。

毎年恒例 初詣旅行
2026年1月14日
開催決定!!
 詳細は今回会報
 同封のチラシにて!



下の画像の中に三角形はいくつある?



正解者の方には抽選でQUOカード(3,000円分)をプレゼント!! 解答はハガキ又はメールにて!!
 ①お名前 ②会員番号 ③ご住所 ④三角形の数
 ⑤会報の感想 ⑥業種 ⑦年代
 ①～⑤は必ず記載の上ご応募ください。なお、⑤～⑦はHPにて掲載させていただきます。掲載に関して問題の無い方のみ記載をして、ご応募くださいますようお願いいたします。
 締切 2025年11月18日(送信日時又は当日消印有効)
 郵送宛先:「東村山青色申告会250号クイズ係」
 〒189-0014 東村山市本町3-8-16
 メール宛先 info-aoiro@aoiro.or.jp
 ※送信は1回、複数送信は無効とさせていただきます。
 当選者の発表は賞品の発送をもってかえさせていただきます。